

ぎょうせいしりょうえつらんよう 行政資料閲覧用パソコンのご利用について

じょうほう
情報ルームでは、行政資料の閲覧のため、パソコンをご利用いただけます。

りょうじかん <利用時間>

1人1日1回30分まで

りょうりょうきん <利用料金>

むりょう
無料

りょうもくてき <利用目的>

茨木市のホームページ及びその他行政情報の入手に必要なウェブページの閲覧

きんじじこう <禁止事項>

- ゆうりょう サイトやアダルトサイト等の公序良俗に反すると判断されるサイトへのアクセス
- メールやチャット、ゲーム等の発信行為、SNS等への書き込み及び文書の作成
- ファイル等のダウンロード、ソフトウェアのインストール、プログラムの改変及び各種設定の変更
- USBメモリ、CD、DVD等の記憶媒体の持ち込み及び使用
- パソコンへのデータ保存、ハードディスク等への書き込み行為
- パソコンの設置場所^{せっちばしょ}で自習^{じじゅう}や作業^{さぎょう}等^{おこな}を行う行為
- パソコンを利用した^{ひごうほう}非合法^{たしや}な行為、他者へのいやがらせ行為
- 上記のほか、法令^{じょうき}に違反^{ほうれい}又は違反^{いはんまた}するおそれのある行為、設置者^{ふてきせつ}が不適切^{はんたん}と判断する行為

<その他>

- 閲覧した行政資料は、情報ルームに設置しているコピー機^きから印刷^{いんさつ}できます。
(白黒 A3・A4・B4・B5 1枚10円)
- 利用者の行為によって茨木市や第三者^{そんがい}に損害^{せきにん}を与えたときは、利用者^おが責任を負います。
- パソコン及び周辺機器^{しゅうへんきき}の利用者がパソコン等^{そんしやう}を損傷^{そんじやう}したときは、設置者^{そうとう}が相当^{みと}と認める額^{がく}の弁償^{べんしょう}を求め^{もと}ることがあります。

※パソコンの利用の状況^{じょうきやうとう}等^{じょうけん}により、利用条件^{へんこう}を変更^{へんこう}することがあります。

